

日本労働年鑑 第25集 1953年版

The Labour Year Book of Japan 1953

第三部 労働政策

第四編 行政機構の改革・人員整理および勤務評定制の施行

第一章 行政機構の改革と人員整理

一 すでに本年鑑第二三集でみたように、一九四九年には、戦後最大の人員整理が中央・地方の官庁においておこなわれたが、一九五〇年においても、なお行政機構の改革と人員整理を大巾に実施しようとする動きが政府側にはあった。すなわち、そのために設置された「行政制度審議会」が四月二一日に答申した意見はそのあらわれであった。この「行政機構の全面的改革に関する答申」は、一九四九年の大巾な行政整理にもかかわらず、さらに根本的な再検討が必要だとするものであった。総理府行政管理庁はこの案に基いて政府案を作成したが、朝鮮戦争にともなう準戦体制と各行政官庁の抵抗とによって、同年中にはついに見送りとなった。右の答申は次のようなものであった。

行政機構の全面的改革に関する答申(五一・四・二一)

第一 行政機構に関する基本的方針

一、行政機構縮減の必要

二四年六月の大幅な行政整理にもかかわらず国鉄、専売を除いた行政機関の職員はいぜん八七万であり、昭和六、七年よりも二・四倍の膨脹である。また現在の各府省庁の部局数は二五〇で六七年よりも二・三倍の増加である。国土の四割五分を失い、国民所得も当時の水準に達しない今日、このようなぼう大な行政機構は不必要で、これに根本的な再検討を加え、現在の国情にふさわしい規模に縮小すべきである。

二、行政目的の重点の転換

国民生活の細目にわたって国家が干渉する政治方式は、国民の生産活動を伸長しない。経済情勢が正常化しつつある今日では、すみやかに拘束的な行政は廃止すべきで、国民の自由な活動を助長することに行政の重点を向けるべきである。

三、地方公共団体への大幅な事務移譲

すべての行政は第一次的には地方公共団体が処理し、地方でできないときにはじめて国家の行政事務とすべきである。また現在府県知事、市町村長の処理する事務のうち、七、八〇%は国の事務を代行している委任事務であって、責任の所在が不明確だからこれらの事務は大幅に地方に移譲すべきである。

四、各省権限の明確化と権限重複の排除

行政対象の種類に関係なく、行政の過程の一段を抽出して所管する「横割り」型の官庁は根本的に整理調整すべきである。

五、事務運営の合理化

事務次官の外局にたいする統制力を増大する措置をとるとともに、組織の各段階の責任と権限とを明らかにし、事務を敏速にする。また執務方法には、ファイリング・システムを採用、規格統一手続の簡素化をはかる。

六、行政委員会制度の再検討

行政委員会は従来行政裁判制度にかわる性格をもち、合議制により各方面の意見を直接に行政に反映させるために設置されたが、これは責任制度を不明確にするおそれがあり、転々と設置すべきではない。またその事務が、内閣から独立することが適切かどうかを慎重に検討することが必要であり、その機能は、法律で定められた明確な枠の範囲における準立法的、準司法的なものにかぎるべきである。内閣から独立した合議制機関が、人事管理を掌っているのは、公正中立な点と公務員の身分保護の点で存在意義があるが、人事が行政運営の重大要素であるから、行政の円滑な運営に支障を来さないよう、この制度を再検討することが必要である。

なお、国の行政機構および職員が縮小する反面地方公共団体の行政機構は職員が不当拡大することがあれば、日本全体の行政制度の簡素化とならないから、この点を考慮し、地方自治法の改正も考慮すべきであり、機構改革にともなって、人員が相当整理されるから、失業対策には最善の努力を払うべきである。

第二 各府省の機構改革

一、総理府

1 経済、財政に関する企画および総合調整に当らせるため、「企画調整庁」を設置し、大蔵省主計局、外国為替管理の事務をこれに統合する。

2 官房および局中の部は部制を廃止、賠償庁を外務省に移してその内局とする。

3 観光庁を設置し、厚生省国立公園部、運輸省観光部その他各機関省関係事務をこれに統合する。

4 新聞出版用紙割当局は廃止する。

二、法務府

名称を法務省に改め機構を縮小する。

三、外務省

政務局に調査局を統合、情報部入国管理部の部制を廃止、賠償庁を総理府から移し内局とする。

四、大蔵省

主計局を企画調整庁に移し、官房および局中の部は部制を廃止。国税庁を廃止し、事務を主税局に移し、損害保険に関する事務を商工省に移す。

五、文部省・厚生省

両省を合して文化省とする。国立公園部は観光庁に移す。労働省婦人少年局婦人課を吸収する。

六、農林省

名称を農水産省にあらため、機構の半減を目途に規模を縮小・林野庁を国土省に移す。

七、建設省

治山治水のための省として名称を国土省に改め、農林省林野庁運輸省中央气象台、通産省資源庁内水力電気開発事務を吸収統合する。

八、その他

労働省、通産省の機構を縮小し、経済安定本部、経済調査庁は廃止、物価庁も廃止し残存事務は各省に移す。

日本労働年鑑 第25集 1953年版

発行 1952年11月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年8月10日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1953年版(第25集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
